

議第 133 号

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付  
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

国の令和 2 年度人事院勧告に準じ、下呂市職員の給与に関し必要な見直しを行うため、  
当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第23条の4 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（1）～（4） （略）</p> <p>3～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第23条の4 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（1）～（4） （略）</p> <p>3～5 （略）</p>

（下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用につい</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用につい</p>

改正後	改正前
<p>ては、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>ては、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和2年12月に支給する期末手当に関する第1条の規定（下呂市職員の給与に関する条例）第23条の4中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とし、第2条の規定（下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）第9条中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

【参考資料】

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の令和2年度人事院勧告に準じ、下呂市職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

期末手当支給率を次表のとおり引き下げます。

一般職員（年間▲0.05月）

区分	改定前	改定後
	期末手当	期末手当
6月期	1.300 (1.100)	1.275 (1.075)
12月期	1.300 (1.100)	1.275 (1.075)
計	2.600 (2.200)	2.550 (2.150)

※（ ）内は特定管理職員

（第23条の4関係）

(2) 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条）

特定任期付職員の期末手当支給率を次表のとおり引き下げます。

特定任期付職員（年間▲0.05月）

区分	改定前	改定後
	期末手当	期末手当
6月期	1.700	1.675
12月期	1.700	1.675
計	3.400	3.350

（第9条関係）

(3) この条例は、令和2年12月1日から施行します。

（附則第1項関係）

(4) 令和2年12月支給の期末手当について、令和2年6月支給済みの期末手当と調整し、さらに0.025月下げて支給します。

（附則第2項関係）